

新公審査答申（情）第10号
令和5年4月11日

新潟市長 様

新潟市公文書公開等審査会
会長 菊池 弘之

審査請求に関する諮問について（答申）

令和4年4月1日付け、新介第104号によって諮問のあった件について、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

新潟市長（以下「実施機関」という。）が、令和3年9月21日付け、新福第1071号の2により行った一部公開決定については、別表2に掲げる部分を公開し、別表3に掲げる部分については、改めて公開非公開の決定をすべきである。

第2 事実関係

答申に至る経緯は次のとおりである。

- 1 審査請求人は、令和3年9月5日、新潟市情報公開条例（以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、以下の情報の公開を請求した。
 - (1) 福祉総務課で規定している日本赤十字社にかかわる当該課の文書事務分担表（以下「本件請求文書1」という。）。
 - (2) 日本赤十字社の規定によれば、福祉部福祉総務課は新潟市地区本部として称しているらしいが、役職に応じて委嘱状を出しているとの事である。その内、市長（地区本部長）、福祉総務課長（事務局長）、福祉総務課担当係員（事務委員）に対する委嘱状があると思われる。各委嘱状の写し（以下「本件請求文書2」という。）。
 - (3) また、この新潟市地区本部が開いた2020年度、2021年度の会議議事録、また会議の際に配布された資料一式（以下「本件請求文書3」という。）。
 - (4) 福祉総務課で保存している日本赤十字社にかかわる書類一覧表（以下「本件請求文書4」という。）。
- 2 実施機関は、本件請求文書1から4について、別表1の「公文書の名称」欄に記載の文書を特定し、「決定」欄に「公開」と記載の公文書については公開とし、「一部公開」及び「非公開」と記載の公文書については「理由」欄のとおり一部公開及

び非公開とし、あわせて一部公開決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求人は、本件決定のうち、別表1の「公文書の名称」欄に記載の事務担当者会議資料（以下「本件対象文書1」という。）及び担当係長会議資料（以下「本件対象文書2」という。）に対する決定を不服として、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 実施機関は、令和4年4月1日、条例第12条の規定に基づき、当審査会に諮問した。

5 当審査会における審査の過程は、次のとおりである。

令和4年6月8日	諮問書受理
令和4年7月25日	審査会開催（第1回）
令和4年8月26日	審査会開催（第2回）
令和4年10月24日	審査会開催（第3回）
令和4年12月5日	審査会開催（第4回）
令和5年2月16日	審査会開催（第5回）
令和5年3月9日	審査会開催（第6回）

第3 審査請求人の主張

審査請求書、弁明に対する意見書及び口頭意見陳述聴取結果記録書を確認したところ、審査請求人が主張する内容は、おおむね以下のとおりである。

1 情報公開請求は日本赤十字社にかかわる文書で一部公開であった。その本件請求文書3は「この新潟市地区本部が開いた2020年度、2021年度の会議議事録、また、会議の際に配布された資料一式」というものであった。その内、「事務担当者会議、担当係長会議」については「非公開」となった。理由は条例第6条第5号に該当し「市の機関等における審議、検討情報である」とのことであった。

しかし、上記令和2年度の日赤新潟市地区事務担当者等が打ち合わせた会議内容は事業が終了しており、進行中の「審議、検討情報である」と考えられないものである。

従って、下記理由からして公開されることが適当であり、審査請求を行うものである。

(1) 実施機関は条例第6条にあるように市民（請求者）に対して公開の義務を負っており、「公開」を原則としなければならないものである。従って単に「市の機関等における審議、関係担当者の検討情報」だからとして、全て5号該当として非公開とすることは不当な決定である。また、実施機関がこのような「検討情報」といった曖昧な理由を持って非公開とするならば、会議検討情報全てが非公開となってしまう、情報公開の趣旨に反することになる。

- (2) この情報公開の請求は、そもそも新潟市が行っている「日本赤十字社の募金」を市の職員が職務としてできるのか、この仕事は職務専念義務という地方公務員法違反ではないか、という疑念に基づき文書を請求しているものである。従って「検討情報」などという曖昧な理由によって公開・非公開を判断するものでなく、どこが具体的に5号に書かれている「公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、市民その他のものに不当に混乱を生じさせ、又は特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれのある」ものであるかを証明しなければ、公開しなければならないものである。
- (3) この会議は日赤新潟市地区本部協議会の担当事務局員として開かれており、厳密に言えば市職員や係長という会議ではない。つまり、日本赤十字社の募金に関して、日赤の事務局員として実施の方法、募金のあり方を検討する会議である。従って、何をもって地方自治体の中立性や不当の利益、不利益を与えることになるか。そんな理由や心配は、あり得ないと考える。
- (4) この公開請求は、「会議の際に配布された資料一式」を含んでいる。普通、配布された審議資料が5号に該当して、「公にすることにより、(中略)市民その他のものに不当に混乱を生じさせ、又は特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれのある」とは考えられない。従って、全てが非公開とする決定には異議を申し立てるものである。
- (5) この「事務担当者会議、担当係長会議」は文書名が明確にされていないが、令和2年度に開かれたものであり、すでに事業としては終わっているものである。従って、「審議、検討情報」だとしても、公開しても差し支えないものと考えられる。
- (6) これに関連して「令和2年度日赤新潟市地区本部協議会 資料」が公開されている。この資料を見る限り、資料1の下段に書かれている、R2. 6. 5に開かれた「新潟市地区事務局長、地区事務担当者合同会議」が非公開とされた「事務担当者会議、担当係長会議」でないかと思われる、この会議内容は、「・日赤新潟県支部事業について／令和2年度事業計画、赤十字運動月間 ・新潟市地区本部事業について／令和2年度事業計画／令和元年度決算及び令和2年度予算」と書かれており、非公開とするような5号該当に当てはまらなると推定される。従って、何を持って5号該当と言えるのか。非公開とした資料の公開を求めるものである。
- 2 (1) 非公開とした会議資料名が明確となっていなかった。また、その会議については公開された本部資料で出席者数、会議内容も分かっており、会議全てを非公開すべきものでない事が明らかである。
- この度の弁明書をみると、非公開となったのは二つの会議資料であったことが書かれている。しかし、令和3年9月21日の決定通知書を見ると「事務担

当者会議、担当係長会議については非公開」としか書かれておらず、2つの会議資料があり、その2つを非公開としたことが明確に記載されていなかった。

また、前述第3の1の(6)で指摘しているように、この会議については「令和2年度日赤新潟市地区本部協議会 資料」が公開されていて、資料を見ると、R2.6.5に開かれた「新潟市地区事務局長、地区事務担当者合同会議」(24名参加)が、弁明書に記載されている「日赤事務担当者合同会議資料」というものであり、「令和2年3月9日新潟市地区事務局担当係長会議の議題継続審議」(10名参加)が、「令和2年度日赤新潟市地区事務局担当係長会議」と分かった。2つの会議は、文書名は似ているようであるが微妙に違っており、会議開催日R2.6.5と同じである。どの文書名が正式なのか分からないが、決定通知には正式な文書名を記載し、その2つの会議資料を非公開としたことをきちんと明示すべきでなかったか。

また、この非公開文書は前述第3の1の(6)で指摘したように、内容が「日赤新潟県支部事業について(中略)令和元年度決算及び令和2年度予算」と「新潟市地区における評議員、代議員の選出方法」とあり、公開すると自由かつ率直な意見交換できなくなると到底考えられない。弁明書では、非公開理由として「公開すると自由かつ率直な意見交換ができなくなる情報」と書かれている。しかし、そもそも意見交換をした記録文書が存在するののかも分からず、一般的に言えば会議次第、配布資料などが審議・検討情報にあたると思われぬものである。

- (2) 非公開された二つの文書はすでに事業として終わっているものである。審議終了したものを審議・検討情報として非公開とすることは原則公開に反するものである。

条例第6条にあるように市民(請求者)に対して公開の義務を負っており、「公開」を原則としなければならないものである。単に「審議・検討情報」といった曖昧な理由を持って非公開とするならば、会議検討情報全てが非公開となってしまう情報公開の趣旨に反することになる。

また、非公開とされた二つの文書は、すでに事業として終わっているものである。この会議資料は公開により市民等に混乱や、利益・不利益を与えるような情報でもない。また、日赤という公益事業にかかわるものであるから、より明瞭な審議過程、運営実態が明らかにされる責務をおうものである。従って、審議終了して実施された公益的な会議内容を「審議、検討情報」という理由で非公開とすべきものではないと考えられる。

- (3) これら二つの会議は、日赤の業務というべき会議であり、出席した職員は日赤社長から委嘱を受けた事務局担当者として出席したものである。これら職員は職務免除をとっておらず、勤務中に日赤の仕事をしており、地方公務員法第

35条の職務専念義務に反している。従って、これら事務局担当者が行った会議資料は市職員が作成した書類にあらず、そもそも公文書として該当する文書なのかも疑義される。会議資料は日赤事務局として作成した資料であることからして、公開をしても「審議・検討情報」などにあたらない。文書は市民や社会に対して中立性を担保するためにも公開すべきである。

この情報公開の請求は、そもそも新潟市が行っている「日本赤十字社の募金」を市の職員が職務としてできるのか、職務専念義務という地方公務員法違反でないか、という疑念に基づき文書を請求しているものである。従って決定通知、弁明書にある行政文書として「審議・検討情報」などと言える書類なのかどうかとも疑義がある。

また、会議は日赤新潟市地区本部協議会の担当事務局員として開いており、厳密に言えば市職員や係長という会議ではない。つまり、日本赤十字社の募金に関して、日赤の事務局員として実施の方法、募金のあり方を検討する会議である。従って、何をもって地方自治体の中立性や不当の利益、不利益を与えることになるか。そんな理由や心配は、どこにもないと考える。

情報の非公開は会議の中立性も不透明にする。ここでいう会議の中立性とは、会議者の自己満足のための中立性であり、市民や社会に対して中立性を担保するものでないことが明らかである。

第4 実施機関の主張

実施機関が弁明書において主張する内容は、おおむね以下のとおりである。

本件対象文書1及び本件対象文書2を非公開にした理由を以下に述べる。

総務部総務課作成の「情報公開の手引き」によると「庁内事務担当者会議の会議資料や議事録等の情報で、公開することにより自由かつ率直な意見交換ができなくなる情報にあたるもの」は条例第6条第5号(市の機関等における審議、検討情報)に該当するという基準があり、検討の結果非公開としたものである。

審査請求人の指摘のとおり、会議自体は令和2年度に完結しているものであるが、当該会議は係長や事務担当者が主体となる会議で、会議内容も審議検討の段階と同等であり、公開することにより自由かつ率直な意見交換ができなくなるおそれがあると判断し、非公開としたものである。

第5 審査会の判断

1 本件審査請求について

本件審査請求は、本件対象文書1及び本件対象文書2が条例第6条第5号に該当するとして本件決定を行ったものの、審査請求人から、本件対象文書1及び本件対象文書2の公開を求めてなされたものである。以下、本件決定の妥当性について検

討を行う。

2 本件決定の妥当性について

- (1) 実施機関は、本件対象文書1及び本件対象文書2について、市の機関等における審議、検討情報であるため、条例第6条第5号に該当するとして本件決定を行っている。
- (2) 条例第6条第5号は、「市の機関内部若しくは機関相互間又は市の機関等（中略）の機関における審議、調査、検討等に関して作成し、又は取得した情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、市民その他のものに不当に混乱を生じさせ、又は特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれのあるもの」とある。
- (3) そこで、当審査会において実施機関に対し、改めて条例第6条第5号の該当性について、実施機関に具体的に説明を求めたが、十分な説明がなかった。
- (4) また、当審査会においても、本件対象文書1及び本件対象文書2を見分・精査したが、条例第6条第5号該当性を見出すことはできなかった。しかし、本件対象文書1においては、個人の携帯電話番号が確認できたため、その部分については、非公開情報である個人情報に該当するものと思料される。
- (5) よって、本件対象文書1及び本件対象文書2については、別表2のとおり公開し、別表3についても、条例第6条第5号には該当しないため、改めて公開非公開の決定をすべきである。

4 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

(第1部会)

委員 松永仁、委員 池睦美、委員 岩寄勝成

別表 1

請求情報	公文書の名称	決定	理由	審査請求
本件請求 文書 1	令和 3 年度福祉総務 課担当表	公開		対象外
本件請求 文書 2	委嘱状	一部公開	印影部分を非公開	対象外
本件請求 文書 3	令和 2 年度日赤新潟 市地区本部協議会資 料	公開		対象外
	事務担当者会議資料	非公開	条例第 6 条第 5 号	本件対象文書 1
	担当係長会議資料	非公開	条例第 6 条第 5 号	本件対象文書 2
本件請求 文書 4		非公開	不存在	対象外

(注意)

事務担当者会議資料及び担当係長会議資料の名称について、実施機関の弁明書には日赤事務担当者合同会議資料及び令和 2 年度日赤新潟市地区事務局担当係長会議資料という名称で記載されているが同一のものである。

別表 2

別表 1 の本件対象文書 1 及び本件対象文書 2 のうち公開すべきもの

対象文書	審査会の判断
本件対象文書 1	個人の携帯電話番号を除き公開
本件対象文書 2	全ての資料を公開

別表 3

別表 1 の本件対象文書 1 のうち改めて決定をすべきもの

対象文書	審査会の判断
本件対象文書 1	個人の携帯電話番号